

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人	千円
		-	-
		2,901	195,588,851
		119	2,582,770
		1,584	11,373,402
債 務 控 除 額		409	1,640,788
課 税 価 格	実	2,910	188,439,007
相 続 税 額	算 出 税 額	2,871	25,571,153
	2 割 加 算 額	248	240,719
	計	実 2,871	25,811,871
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	140	92,245
	配 偶 者	468	6,284,781
	未 成 年 者	33	9,780
	障 害 者	76	106,464
	相 次 相 続	90	297,043
	外 国 税 額	-	-
	計	実 758	6,790,312
差 引 税 額	実	2,464	19,021,559
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		30	75,818
小 計		2,463	18,945,740
農 地 等 納 税 猶 予 額		-	-
株 式 等 納 税 猶 予 額		4	397,005
山 林 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	実 2,463	18,592,047
	還 付 税 額	実 14	43,312
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,043	82,220,000

調査対象等：平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 20 年分	2,757	191,569,638	27,733,796	8,760,616	2,403	18,668,731	7	8,721	942
平成 21 年分	2,838	192,397,844	28,889,547	9,906,899	2,433	18,606,279	9	14,446	937
平成 22 年分	2,767	186,514,010	26,154,009	7,781,704	2,382	18,251,380	18	33,447	954
平成 23 年分	2,961	216,533,388	35,798,478	10,026,121	2,545	24,697,995	17	35,515	1,043
平成 24 年分	2,910	188,439,007	25,811,871	6,790,312	2,463	18,592,047	14	43,312	1,043

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
札幌中	58	6,892,752	49	1,342,203	22
札幌北	360	25,290,134	300	3,180,564	121
札幌南	354	23,834,300	302	2,606,865	127
札幌西	474	29,162,691	410	2,417,963	176
札幌東	211	13,910,559	180	1,286,876	79
函館	222	16,968,428	189	1,992,928	83
小樽	83	5,212,825	66	560,061	29
旭川中	91	4,523,879	83	459,356	27
旭川東	118	6,510,210	98	596,236	41
室蘭	69	3,803,509	57	309,013	26
釧路	78	6,650,993	67	809,050	26
帯広	134	8,416,558	111	599,482	45
北見	74	4,528,929	61	231,866	31
岩見沢	87	5,240,818	73	260,809	33
網走	62	3,550,555	53	374,645	22
留萌	12	534,105	8	12,622	4
苫小牧	72	4,587,802	62	337,638	27
稚内	31	1,555,701	26	51,828	10
紋別	26	1,240,111	20	22,304	11
名寄	23	1,241,827	22	67,488	10
根室	67	3,496,657	57	322,358	18
滝川	31	2,280,924	27	251,878	13
深川	19	1,473,730	14	114,023	8
富良野	24	1,253,746	21	58,187	9
八雲	19	930,797	16	33,268	7
江差	13	883,227	9	64,590	4
倶知安	35	1,466,325	31	70,624	12
余市	10	390,178	8	10,737	4
浦河	33	1,487,121	27	61,046	10
十勝池田	20	1,119,616	16	85,541	8
合計	2,910	188,439,007	2,463	18,592,047	1,043

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 2,910	千円 188,252,532	人 2,465	千円 18,605,882	人 1,043
	修正申告による増差額	47	242,908	68	30,924	33
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	17 △	56,433	21 △	44,758	11
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 2,910	188,439,007	実 2,463	18,592,047	実 1,043
過年分	申 告 額	115	6,070,790	100	392,050	51
	修正申告による増差額	630	5,357,422	828	859,811	332
	更正による増差額	4	154,758	4	12,764	2
	更正等による減差額	119 △	1,079,452	164 △	287,100	75
	決 定 額	1	148,168	1	39,392	1
	計	実 853	10,651,686	実 1,076	1,016,916	実 408
合 計	申 告 額	3,025	194,323,322	2,565	18,997,932	1,094
	修正申告による増差額	677	5,600,330	896	890,735	365
	更正による増差額	4	154,758	4	12,764	2
	更正等による減差額	136 △	1,135,885	185 △	331,859	86
	決 定 額	1	148,168	1	39,392	1
	計	実 3,763	199,090,693	実 3,539	19,608,963	実 1,451

調査対象等： 「本年分」は平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成23年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年11月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成22年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	1	22	16	2,242	-	-
過 年 分	587	84,577	89	33,866	13	54,204
合 計	588	84,599	105	36,108	13	54,204

調査対象等：「(4) 申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	304	25,320,311	910,847	170,501	394,501	665
1 億円超	503	68,055,968	671,269	567,127	2,999,385	1,523
2 "	132	31,883,657	571,699	238,634	3,083,675	445
3 "	55	20,361,109	217,443	166,083	2,686,862	186
5 "	24	14,107,282	117,693	259,308	2,564,865	78
7 "	17	13,911,259	89,567	59,795	2,948,589	81
10 "	6	8,428,153	-	80,536	2,319,138	22
20 "	1	2,934,257	-	15,105	626,062	3
30 "	1	3,250,536	-	82,638	982,806	4
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,043	188,252,532	2,578,518	1,639,726	18,605,882	3,007

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	8	70	112	85	29	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	2	47	116	186	100	37	8	4	2	1	-	-
2 "	2	11	28	44	28	9	3	-	3	1	1	2
3 "	-	2	9	19	16	9	-	-	-	-	-	-
5 "	-	-	6	10	5	2	1	-	-	-	-	-
7 "	-	-	3	3	6	-	2	1	-	-	-	2
10 "	-	-	2	-	3	-	1	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	12	130	276	348	188	57	15	5	5	2	1	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	67	534,470
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	198	4,336,127
	宅地（借地権を含む。）	928	42,158,856
	山林	164	339,610
	その他の土地	316	4,148,407
	計	実 950	51,517,471
家屋、構築物		898	12,030,591
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	125	439,063
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	33	230,762
	売掛金	33	168,206
	その他の財産	57	514,868
	計	実 149	1,352,900
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	255	10,736,633
	同上以外の株式及び出資	598	6,314,149
	公債及び社債	223	4,900,416
	投資・貸付信託受益証券	271	4,904,447
	計	実 790	26,855,646
現金、預貯金等		1,037	71,702,487
家庭用財産		697	407,822
その他の財産	生命保険金等	305	11,250,423
	退職金及び功労金等	106	5,579,161
	立木	58	41,995
	その他	908	14,672,137
	計	実 945	31,543,716
合計		実 1,038	195,410,633
相続時精算課税適用財産価額		86	2,578,518
債務等	債務	906	9,261,138
	葬式費用	974	2,115,207
	計	実 1,020	11,376,345
差引純資産価額		実 1,039	186,612,806
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		215	1,639,726
課税価格		実 1,043	188,252,532

調査対象等：平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。